

## 議案第 6 3 号

### 白岡市給水条例の一部を改正する条例

白岡市給水条例（平成 1 0 年白岡町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合（以下「災害等」という。）において、管理者が他の市町村長等又は他の市町村長等が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第 9 条第 2 項中「指定給水装置工事事業者」の次に「又は他の市町村長等が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者」を加える。

第 1 4 条第 1 項中「非常災害、水道施設の損傷」を「災害等」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

### 提 案 理 由

国から地方自治法に基づく技術的助言が示されたことに伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。